

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02794

研究課題名（和文）ロシア連邦における教科「生活の安全の基礎」の内容・方法に関する法制と実態

研究課題名（英文）Research of safety education in Russia

研究代表者

高瀬 淳（TAKASE, Atsushi）

岡山大学・教育学域・教授

研究者番号：00274035

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：ロシア連邦における教科「生活の安全の基礎」は、日本と同様、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自律的に安全な生活を送るための基礎を育成することが目指されている。その一方で、「生活の安全の基礎」がソ連時代からの軍事教練を引き継いでいることから、「偉大な祖国に貢献」しようとする愛国心に基づいた社会づくりに参加することの意義や責務が強調される傾向が顕著となっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ロシア連邦において、安全に関する教育・指導にあたり、教科「生活の安全の基礎」が設定され、系統的・継続的に指導されている状況が明らかになった。そこでは、自らの安全という実践的なテーマを通して、児童生徒が、未知の社会的経験を意識的・能動的に獲得し、そのプロセスの組織化を含めた能力を身につけることが目指されている。ただし、現状において、行政当局（国家）の強い意向を受けた校長による単独責任制の学校経営のもと、個人が自らの安全について自律的に意思決定に参加する能力の育成よりも、国家の安全保障に貢献する行動規範の獲得に向けた教え込みを重視する方向性が顕著となっている。

研究成果の概要（英文）：The subject Fundamentals of Life Safety in the Russian Federation, like in Japan, aims to give students a practical understanding of what is necessary to ensure safety in general daily life, and to develop the basics for autonomously living a safe life. That is what we are aiming for. On the other hand, since this subject is inherited from military training from the Soviet era, it emphasizes the significance and responsibility of participating in the creation of a society based on patriotism.

研究分野：教育学

キーワード：ロシア連邦 安全教育 教科「生活の安全の基礎」 愛国心教育愛国心教育 ルースキーの世界

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本の学校における安全教育は、生活安全、交通安全及び災害安全(防災)を学習領域とし、児童生徒が「日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成すること」を目標としている。しかし、実際の学校では、学校保健安全法に定められた安全管理(保安)に重きが置かれていることに加え、安全教育が、特別活動や総合的な学習の時間の一部を充てて限定的に取り上げられることが多く、個人の資質・能力(学力)の育成に向けた範囲や系統性に必ずしも十分な注意が払われていない。これに対して、ロシア連邦では、中等普通教育を通じて毎週1時間が配当される教科「生活の安全の基礎 Основы безопасности жизнедеятельности (ОБЖ)」が設定され、安全への理解・活用を伴った学習能力の発達を志向する系統的な教育が展開されていることが注目される。

安全(safety)とは、国際的に「受容できないリスクがないこと」と定義され、国家等が人々の命や財産を保護する保安(security)と区別される。これは、安全が、可能な限り高い水準の安全を享受できるといった個人の権利であることを意味しており、国家等による保安が、個人の権利である安全の達成を目的として措置される責務として位置づけられていることが留意される。したがって、安全教育についても、すべての人が、安全すなわちリスクが許容できるまで低減された「状態」をつくり出すために必要な個人の資質・能力を向上させていく営みであり、その実現に向けた様々な支援や働きかけの全般を包括したものと性格づけられる。こうした安全教育を通じた個人の資質・能力の育成は、「社会的包摂」や「共通価値の尊重」の促進に不可欠である一方で、育成される個人の資質・能力も一律でなく、あくまで当該の国家が標榜する理念や国内外の状況を反映したものとなることに注意しなければならない。

日本では、ロシアの学校教育の概要のなかで教科「生活の安全の基礎」の存在を紹介したものが散見されるものの、その目的・内容・方法などについて明らかにした研究がほぼ皆無といえる状態である。したがって、本研究は、日本における研究動向に照らして特色的かつ先駆的な取組であると位置づけられる。

### 2. 研究の目的

本研究は、公の性質を有する学校教育が、どのように個人の権利としての安全が保障される社会の実現に関与していくかという問題意識から、ロシア連邦における安全教育を取り上げるものである。ロシア連邦の安全教育は、中等普通教育(5~11学年)の教育課程において必修科目とされている「生活の安全の基礎」を中心に行われている。こうした系統性・継続性を備えた「教科」として安全教育が行われている点に注目し、「生活の安全の基礎」について、地域との関わりやカリキュラム・マネジメント等の学校経営上の問題と関連づけながら、その特質や問題点等を明らかにする。具体的には、ロシア連邦の教育課程行政の動向を踏まえ、「生活の安全の基礎」の目的・内容・評価等の基準、学校における指導の実態、そうした教育を担う教職員の養成・研修制度について考察する。これにより、すべての人にとって基本的な価値である安全な生活が、国家によって管理されるのではなく、個人が自らの資質・能力を適切に形成・発揮するなかで実現されるための決定要因を見いだすことを試みる。

### 3. 研究の方法

本研究課題の研究にあたり、ロシア連邦における教育課程基準・教科書を題材として、「生活の安全の基礎」の目的や内容等に関する分析・検討を行うことを基本とする。ロシア連邦では、学校が教育課程を編成する際の国レベルの基準として、連邦国家教育スタンダードが定められている。この基準を明らかにすることは、「生活の安全の基礎」の基本的な性格を明らかにするうえで基礎的であるがきわめて重要である。その際、連邦政府による政策文書「2010年までのロシア教育の現代化基本構想」(2001年12月)が示されて以降の動向に注目し、ロシア連邦における教育が、国民の基本的価値(伝統・文化など)や科学的知識の基礎を身につけるだけでなく、「普遍的学習行為(универсальные учебные действия)」の発達を志向していることを踏まえて分析する。

この「普遍的学習行為」とは、新しい知識の主體的な習得や、そのプロセスの組織化を含めた能力の形成を保障する学習者による行為の方法(又は、それらと関連した学習活動の習熟)の総体と定義され、学習者が、他者や外的環境との相互作用を通じ、知識等を内化・獲得していく学習プロセスを意味している。系統的な学習を前提とする教科としての「生活の安全の基礎」も、こうした学力観に基づいて教育課程に位置づけられていると捉えられ、そのことを踏まえた特質を明らかにする必要がある。これについては、教育課程基準・教科書を題材とした分析・検討を踏まえつつ、実際の教育状況を調査することが有効であり、学校・担当教員や教育行政当局の職員への聞き取り調査(モスクワ、ハバロフスク)を実施する。

また、「生活の安全の基礎」が、単に知識や技能の伝達に留まらず、「普遍的学習行為」の育成を目指すものであれば、教育実践に携わる担当教員に求められる資質・能力の育成に注目する必要がある。そうした教員の資質・能力に注目しながら、「生活の安全の基礎」担当教員の養成・研修の制度を検討する。具体的には、モスクワ州教職員研修所とロシア連邦人文大学(ハバロフスク)等を訪問し、どのような目的・方針の下に養成・研修プログラムが編成・提供されているかを明らかにする。

#### 4. 研究成果

本研究課題の主な成果として、以下のことが明らかとなった。ただし、研究期間を通じて、covid-19 による世界的な感染拡大やロシアによるウクライナ侵攻といった予測不能な情勢が生じたため、計画していたロシア連邦における現地調査 - モスクワ並びにハバロフスク等の学校、行政当局、教職員研究所及び大学(教員養成機関)を訪問した聞き取り調査を行うことができなかった。そのため、得られた研究成果は、主として入手可能な文献調査や研究協力者(ロシア連邦)からの提供資料に依拠するものとなっている。

##### (1) 市民教育としての「生活の安全の基礎」の目的・内容等

ロシア連邦の「生活の安全の基礎」は、すべての国民が、自らの安全・生命の確保に向けた思考と行動を身につけることを目的として設定された教科であり、それに必要な知識・技能だけでなく、コンピテンシーとしての能力を開発することが意図されている。その教科に備えられた学問的背景として、ソ連邦崩壊直前の1990年の大学で導入された学際領域「生活の安全」の研究が挙げられる。これは、従来からあった「労働安全」「エコロジー」「民間防衛」をはじめとした諸領域を関連づけて設定されたものであり、心理学、社会学、人間工学、経済学、法学など人間の様々な活動にかかる幅広い領域とも結びついている。

こうしたことから、中等普通教育(5~11学年)の教科として教育課程に位置づけられる「生活の安全の基礎」は、安全に関するあらゆる領域の科学的知見や方法論の基礎となる総合的・一般的なリテラシーの育成を図ることが目的とされる。そこでの主な教育内容は、危機的な緊急事態における安全と保護、安全を守るための医学知識と健康的なライフスタイルの基礎、兵役の基本に分けられる。具体的には、安全な生活を脅かす危険の形態(火災、交通事故、放射線、軍事行動など)とそれらから自分と周囲の他者を守る方法、オンライン上でのいじめ・詐欺や悪意のある情報などといったサイバー攻撃への対処、健康的なライフスタイルに対する理解などの単元が設定されている。

ただし、こうした目的・内容は、危機的な状況への備えというよりも、個人が安全な生活を送るうえで身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあるために不可欠となる自己実現の方法を身につけることに重きが置かれている点に留意しなければならない。そこでは、国家や世界による様々なセキュリティシステム(安全保障を含む)が、あくまで個人の安全にかかる自己実現を支援するための社会的要因の一つと位置づけられ、あくまで個人によって安全に関する権利が行使できるようになることが必要であると考えられている。

##### (2) 国家統治の手立てとしての「生活の安全の基礎」の内容

ロシア連邦における「生活の安全の基礎」は、生活安全、交通安全及び災害安全(防災)を教育領域とした日本と同様に幅広い領域にかかる教育内容を包摂しながら、教科として、安全に関するあらゆる領域の科学的知見や方法論の基礎として系統的な配列がなされている点で特徴的といえる。そこでは、単に安全に関する知識・技能の伝達(習得)に留まるのではなく、主体的に学習する能力としての「普遍的学習行為」の開発が意識され、個人の安全に関する権利に基づいた自己実現の方法を身につける市民教育としての側面を伴っている。

その一方で、すべての男性に18~30歳(2023年までは27歳)の間に1年間の兵役につくこと(または高等教育を受ける学生の期間に同等の軍事訓練を受けること)が義務づけられている点に対応し、上級学年(10・11学年)を対象とした「生活の安全の基礎」では、兵役に向けた準備教育として、国防(安全保障)に関する教育内容が大きな位置を占めている。そのため、2022年2月から始まったウクライナ侵攻を契機として、2023年度より、「生活の安全の基礎」(5~11学年)の教育内容に、基礎的な軍事訓練(カラシニコフ銃や手榴弾の取り扱い、戦闘時における応急処置、情報セキュリティの基礎、過激派団体や破壊的なサブカルチャー組織に対する責任など)が追加された。

こうした特質や動向は、「生活の安全の基礎」を中核としたロシア連邦の安全教育が、個人の権利としてだけでなく、国家の安全に対する国民の責任(義務)という観点から捉えられていることをあらわしている。このことは、ロシア連邦における学校教育が「ロシア内外に居住する場所にかかわらず、ロシア語とロシア文化を尊重するすべての者の総体」を形成していく方向性をもち、ロシア国民の国家に対する敬愛や一体性として表出されることを目指している点に関係している。これは、多民族国家としてのロシア連邦を統治する原理・手立てであり、ロシア連邦の国内において、民族を基礎とした連邦構成主体(連邦を構成する行政単位)が地域性に基づいて統廃合されている状況とも合致している。

##### (3) 今後の「生活の安全の基礎」の改編

「生命の安全の基礎」は、ロシア連邦教育省によれば、2024年度より「安全と防衛の基礎」に改編されることが計画されている。そこでのカリキュラム開発には、国防省と非常事態省が中心的な役割を果たしており、今後、個人が自らの安全について自律的に意思形成・意思決定していくための能力よりも、国家の安全保障に貢献する行動規範の獲得に向けた知識・技能を伝達する指導が強調されるようになることが指摘される。つまり、「生命の安全の基礎」が「安全と防衛の基礎」に改編されることにより、「偉大な祖国に貢献」しようとする「ロシアを形成する者」として求められる愛国心や価値観に基づいた社会づくりに参加することの意義や責務が教え込

まれることになると考えられる。

実際、2022年2月のウクライナ侵攻が開始された1週間後に遠隔教育システムを用いた全ロシア公開講義「平和の守護者」が5～11学年生を対象に行われた。そこでは、NATO諸国の影響を受けたウクライナがロシア連邦にもたらす危機とともに、インターネットやSNS等に溢れる大量の情報の真偽を見分けることの重要性が解説され、ロシア国営通信社であるタス通信によれば500万人以上が視聴したとされる。さらに、「平和の守護者」と同様の指導が各学校で実践できるように学級の時間(週1時間配当)の教員用指導資料「歴史の真実」が市町村教育行政当局を通じて学校に配付された。「歴史の真実」は、公開講義「平和の守護者」を受講していない生徒を対象として実施するように指示されており、「生活の安全の基礎」の後継教科である「安全と防衛の基礎」の教育内容を先取りしたものと位置づけられる。

\*教員用指導資料「歴史の真実」については、全文を日本語に翻訳し、「学校教育の意義と教員の使命・責任について考える ロシアにおけるウクライナの問題に関する教育上の対応を題材として」(2022年3月24日)として公表している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 ATSUSHI TAKASE, Koji MIYAMOTO
2. 発表標題 Comparative research of safety education in Japan and Russia
3. 学会等名 The Core-to-Core Joint Seminar on Reframing Sustainability Learning
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------